

(令和5年度第1回)  
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和5年10月11日（水）

午前9時30分から

場 所：市役所301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況
- (2) その他

3 閉 会

## 報告事項(1) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

市 長：55件  
教育委員会：8件  
選挙管理委員会：1件  
監査委員：なし  
農業委員会：なし  
固定資産評価審査委員会：なし

### <参考>

#### 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年武蔵村山市条例第30号）

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（審議会への報告）

第9条 市長は、次に掲げる事項を取りまとめ、審議会に報告するものとする。

- (1) 市の機関における法第69条第2項本文の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供
- (2) 市の機関における法第75条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

#### 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル

を個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

## 報告事項(2) その他

このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

令和5年度以降の会議開催予定

<参考>

#### 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例

(審議会への報告)

第9条 市長は、次に掲げる事項を取りまとめ、審議会に報告するものとする。

- (1) 市の機関における法第69条第2項本文の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供
- (2) 市の機関における法第75条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

(調査審議の手続)

第10条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正しようとするとき。
  - (2) 市が法の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施しようとする場合で、審議会の意見を聴くことが特に必要であるとき。
  - (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。
- 2 議長は、武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例第50条に規定する事項について、審議会に諮問することができる。

#### 武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年武蔵村山市条例第31号）

(審議会への諮問事項)

第50条 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年武蔵村山市条例第30号）第10条第2項の規定に基づき議長が武蔵村山市個人情報保護審議会に諮問することができる事項は、議長が、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項とする。